

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、法人の理事及び監事（以下、「役員」という。）並びに評議員に対する報酬、賞与、退職手当その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）の取扱いに関する基本事項を定めるものである。

(報酬等の体系)

第2条 役員及び評議員の報酬等及び交通費の支給は、以下のとおりとする。

- 1 役員及び評議員は、理事会、評議員会への出席1回あたり金5,000円（税込）及び往復の交通費（但し、実費で上限は合計3000円まで）の支給
- 2 監事の令和8年4月以降の監事監査の報酬として、年額金50,000円（税込）の支給
- 3 報酬等及び交通費は原則現金で支給するものとし、当該対応が難しい場合は銀行振り込みにて行うものとする。
この場合の振込み手数料は役員及び評議員の負担とする。
- 4 役員及び評議員は、報酬等及び交通費に関して、その支給を辞退することができるものとする。
- 5 役員及び評議員が勉強会を開催する場合は、講義をした役員及び評議員に対して金5,000円（税込）及び往復の交通費（但し、実費で上限は合計3000円まで）の支給できるものとする

(費用との区分)

第3条 職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費は、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(公表)

第4条 法人は本規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 本規程の改訂及び廃止は、評議員会の決議によって行う。

附 則

(施行日)

本規程は、令和 2年 3月 13日から施行する。

附 則

令和 7年 6月 6日から施行する。